

一宮市マンション建替法に係る要除却認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号、以下「法」という。）第102条の規定による除却の必要性に係る認定（以下「要除却認定」という。）に関し、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号、以下「省令」という。）、一宮市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年一宮市規則第26号。以下「細則」という。）に定めのあるもののほか、申請に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(専門機関による判定)

第2条 要除却認定を（法第102条第2項第1号に該当するものとして受ける認定に限る。）申請しようとする者は、当該申請に係る建築物が法第102条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことについて細則第1条第2項に規定する知事が適切であると認める者（以下「専門機関」という。）の判定を受けるものとする。

2 専門機関は、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に参加している団体が「耐震判定委員会登録要綱」に基づいて登録した耐震判定委員会とする。

(認定申請)

第3条 要除却認定の申請は、法令等に定めのある書類のほか、次に掲げる図書及び書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）

(2) 次の表（あ）欄に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ同表（い）欄に掲げる図書及び書類

	(あ)	(い)
(1)	法第102条第2項第1号に係る申請	専門機関の判定書（当該判定の申請書に添付した各種図面を含む。）の写し
(2)	法第102条第2項第2号に係る申請	要除却認定実務マニュアル（令和3年12月国土交通省。以下「国マニュアル」という。）に定める火災安全性不足に係る調査報告書（参考様式）
(3)	法第102条第2項第3号に係る申請	国マニュアルに定める外壁等剥落危険性に係る調査報告書（参考様式）
(4)	法第102条第2項第4号に係る申請	国マニュアルに定める配管設備腐食等に係る調査報告書（参考様式）
(5)	法第102条第2項第5号に係る申請	国マニュアルに定めるバリアフリー不適合に係る調査報告書（参考様式）

(取下げ届の様式)

第4条 細則第4条第2項による市長が別に定める様式は別記様式によるものとする。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年3月27日から施行する。